

# 徳島飛行場駐車場営業者募集要項

令和6年10月

国土交通省大阪航空局

1. 募集要項の定義	1
2. 事業概要	1
(1) 事業目的	1
(2) 事業期間	1
(3) 事業内容	1
3. 営業者選定スケジュール	1
4. 駐車場等の概要	2
(1) 駐車枠	2
(2) その他	2
5. 応募者の参加・資格要件等	2
(1) 応募者の参加・資格要件等	2
(2) 応募者の失格	3
6. 現地見学会	4
7. 募集要項に関する質問の受付及び回答	4
(1) 質問の受付	4
(2) 質問への回答	5
8. 応募手続き	5
(1) 応募書類の作成	5
(2) 受付期間	6
(3) 提出方法	6
(4) 提出先	6
(5) 応募に関する留意事項	6
(6) 応募者の公表について	7
9. 営業者選定審査	7
(1) 審査会の設置	7
(2) 審査方法	7
(3) ヒアリングの実施	9

10. 営業者の選定	9
(1) 選定方法	9
(2) 営業者への条件	10
(3) 営業者等の公表	10
(4) 選定後の手続き等	10
(5) 選定の取消し	10
(6) 選定しない場合	10
11. 遵守すべき法令等	11
12. 本事業に関する要求水準	11
(1) 事業全体	11
(2) 施設及び配置	11
(3) 運営及び維持管理	12
(4) 料金設定	12
13. 空港管理規則に基づく手続き	12
(1) 施設の設置承認申請	12
(2) 構内営業承認申請	12
(3) 営業に係る料金（駐車料金）の承認申請	13
(4) 留意事項	13
14. 国有財産に係る手続き	13
(1) 国有地一時使用について	13
(2) 留意事項	13
15. その他留意事項	13

○別冊資料

- 別冊1 「徳島飛行場駐車場の概要」
- 別冊2 「徳島飛行場駐車場営業者募集要項様式集」
- 別冊3 「徳島飛行場駐車場営業者提出書類記載要領」

○別添資料

- 別添1 「徳島飛行場駐車場施設一覧」
- 別添2 「徳島飛行場駐車場平面図」
- 別添3 「徳島飛行場駐車場利用実績」

## 1. 募集要項の定義

この募集要項は、国土交通省大阪航空局（以下「当局」という。）が、徳島飛行場駐車場（以下「駐車場」という。）の運営及び維持管理（以下「本事業」という。）を実施する者（以下「営業者」という。）を募集及び選定するにあたり、必要な事項を明記するものである。なお、別冊資料及び別添資料は、この募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。

## 2. 事業概要

### （1）事業目的

本事業は、営業者が効率的で創意工夫を生かした利用者への適正な対価による駐車場サービスを提供することにより、利用者利便の増進及び空港内交通の秩序維持を図ることを目的とする。

### （2）事業期間

本事業の開始は令和7年4月1日とし、事業期間は、運営開始日から令和10年3月末までとする。

ただし、事業期間の満了の前に、国有財産法第18条第6項の許可若しくは空港管理規則第12条（以下「空管則」という。）の承認が取り消された場合は、取消日をもって事業期間は終了するものとする。

なお、本事業期間満了前の適切な時期に当局との協議のうえ、令和10年4月1日以降の当面の間、国において当該駐車場用地を他の事業に要することがない場合には、営業者からの更新申請により、事業期間を更新することができる。（3年以内、一回限り）

### （3）事業内容

営業者が実施する事業は、駐車場の運営及び維持管理である。

なお、駐車場の運営開始前には十分な慣熟期間を設け、事業を行うこと。

## 3. 営業者選定スケジュール

募集要項等の公表後、営業者の選定までのスケジュールは、以下のとおりである。

### ○スケジュール

- ・募集要項等公表 : 令和6年10月29日（火）
- ・募集要項等に関する質問受付期間 : 令和6年10月29日（火）～11月11日（月）
- ・現地見学会 : 令和6年11月6日（水）
- ・質問に対する回答の公表予定日 : 令和6年11月20日（水）
- ・応募書類受付期間 : 令和6年11月20日（水）～12月4日（水）
- ・営業者公表 : 令和7年1月下旬

#### 4. 駐車場等の概要

##### (1) 駐車枠

一般用及び月極用として普通自動車748台、自動二輪車6台、身体障害者用10台の合計764台とする。

##### (2) その他

別冊1「徳島飛行場駐車場の概要」を参照すること。

#### 5. 応募者の参加・資格要件等

##### (1) 応募者の参加・資格要件等

###### ・単独法人で応募する場合

以下の参加要件及び資格要件を満たすこと

###### ・新たに法人を設立する場合

複数の法人が出資し、新たな法人を設立して本事業に応募する場合は、その構成法人が、「③特例要件」の全てを満たすこと、この場合、新法人を設立するまでの間は、代表する法人（以下「代表法人」という。）を定め、代表法人が本募集要項等に定める手続きを行うこと。

##### ① 応募者の参加要件

応募者は、次の「ア」から「ス」の全ての要件を満たすこと。

地方公共団体にあつては、「ウ」、「エ」の要件を満たすこと。

ア. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。

イ. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。

ウ. 駐車場法及び空管則の規定に違反し、又は駐車場法及び空管則に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、又は指示、命令等の履行を終えた日から2年を経過しない者でないこと。

エ. 空管則第12条又は第12条の2に基づく申請を行い、承認を拒否された日又は空管則第26条第1項若しくは第2項に基づく承認を取り消された日から2年を経過しない者でないこと。

オ. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、過去2年以内に空管則第12条若しくは第12条の2に基づく承認を拒否された法人若しくは団体又は空管則第26条第1項若しくは第2項に基づき承認を取り消された法人若し

- くは団体において、当該拒否又は取消し時に役員等を務めていないこと。
- 力、役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
- キ、役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- ク、役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ケ、役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者ではないこと。
- コ、役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- サ、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- シ、暴力団又は暴力団員及びキからサまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- ス、空港法、空管則のほか、当該応募に係る事業を行うにあたり、必要となる許認可等に係る関係法令を遵守していること。

## ②応募者の資格要件

応募者は次の要件のうち一つ以上を満たしていること。

- ア、応募書類提出時点で、収容台数100台以上／箇所の適法な有料駐車場の運営を行っていること。
- イ、応募書類提出時点で、不特定多数の者が利用する公共施設等又は公共交通機関の旅客施設の運営を行っていること。

## ③特例要件

- ア、構成法人の全てが「①応募者の参加要件」を満たすこと。
- イ、構成法人のうち、一法人以上が「②応募者の資格要件」を満たすこと。
- ウ、本応募書類受付期間において、構成法人が、他の応募者若しくは他の応募者の構成法人とならないこと。

## (2) 応募者の失格

応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、複数の法人による構成法人にて応募した場合、構成法人のいずれかが該当す

る場合も失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載又は不備があった場合
- ②審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③応募書類提出後から営業者の選定までの間に応募者の参加・資格要件等（5.（1）の要件をいう。）を満たさなくなった場合
- ④提供資料の取扱い（8.（5）②）において、禁止されている行為に抵触した場合
- ⑤9.（2）②に定める第2次審査においてF評価があった場合

## 6. 現地見学会

募集要項の公表後、現地見学会を行う。ただし、希望者がいない場合は行わない。

現地見学会へ参加を希望する者（原則、1法人につき2名までとする。）は、現地見学会参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、令和6年11月1日（金）17時までに電子メールで申し込むものとする。

※なお、現地見学会への参加は、応募条件ではない。応募者間の公平性を確保するため、本応募に直接関係する質問については、現地見学会では受け付けないが、それ以外の質問であれば、可能な限り回答する。

（現地見学会の日時及び集合場所）

- ・日 時：令和6年11月6日（水） 当局が指定した時間帯において実施
- ・集合場所：徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野16-2  
国土交通省 大阪航空局 徳島空港事務所 1階会議室  
電話 088-699-2980

ただし、応募者多数により当局が数日に分けて現地見学会の実施が必要と判断した場合は、当局が別途指示する日時にて実施する場合がある。

（現地見学会の申込先及び問合せ先）

国土交通省 大阪航空局 空港部 空港管理課 業務係  
電 話：06-6937-2726  
メールアドレス cab-tokushima@ki.mlit.go.jp

## 7. 募集要項に関する質問の受付及び回答

（1）質問の受付

①受付期間

令和6年10月29日（火）～11月11日（月）17：00まで（必着）

②提出方法

質問書（様式第2号）を電子メールに添付することにより提出すること。なお、質問者の特殊な技術、ノウハウ等を公表することにより、質問者の権利、競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

③提出先

「6. 現地見学会」の申込先及び問合せ先と同じ。

(2) 質問への回答

①回答方法

質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等を公表することにより、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると当局が認める場合を除き、当局ホームページへの掲載その他の方法により公表する。

②回答公表予定日

令和6年11月20日（水）

なお、応募書類の作成にあたり、早期に周知する必要があると当局が判断した事項に関しては、回答予定日以前に回答を公表することがある。

## 8. 応募手続き

(1) 応募書類の作成

応募書類は、別冊2「徳島飛行場駐車場営業者募集要項様式集」を参照のうえ、別冊3「徳島飛行場駐車場営業者提出書類記載要領」に定めるところに従い作成すること。

応募書類は以下のとおりである。ただし、地方公共団体にあつては、⑦・⑧・⑪・⑫の書類については、提出は不要とする。また、⑬・⑭の書類については、構成法人（グループ）にて応募する場合のみ提出を要する。

①応募書類提出書（様式第3号）

〔参加・資格要件に関する応募書類〕

②自認書（様式第4号）

③国有財産使用許可に係る誓約書（様式第5号）

④役員名簿（様式第6号）

⑤運営実績（様式第7号）

⑥資格要件を満たすことが確認できる資料

（5.（1）②に該当する施設における運営実績の契約書の写し）

⑦定款もしくは寄附行為

⑧登記事項証明書

⑨直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

⑩本事業の実施及び応募にあたっての総会若しくは役員会の決議書等の写し、又はこれらに準ずるもの（社内稟議等）※なお、構成法人（グループ）にて応募する場合は、構

成法人として参加する旨の決議書等の写しを含む)

- ⑪常勤役員の経歴書
- ⑫株主名簿又はこれらに準ずるもの
- ⑬グループ構成届(様式第8号)
- ⑭委任状(様式第9号)

〔事業計画等に関する応募書類〕

- ⑮事業方針及び事業実施体制(様式第10号)
- ⑯維持管理計画及び安全確保(様式第11号)
- ⑰利用者対応及び空港利用促進(様式第12号)
- ⑱環境への配慮(様式第13号)
- ⑲空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策(様式第14号)
- ⑳資金調達計画(様式第15号及び別表)
- ㉑収支計画(様式第16号及び別表)
- ㉒料金設定(様式第17号)

(2) 受付期間

令和6年11月20日(水)～12月4日(水)(必着)  
行政機関の休日を除く毎日10時から17時まで

(3) 提出方法

応募書類は、原則持参又は郵送(書留などの受付確認のできる方法に限る。)により提出すること。なお、応募書類の提出後、辞退する場合は、意思決定後速やかに辞退届(様式は任意)を提出すること。

(4) 提出先

〒540-8559  
大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番41号 大手前合同庁舎  
国土交通省 大阪航空局 空港部 空港管理課 業務係  
電話番号：06-6937-2726

(5) 応募に関する留意事項

①応募書類の取扱い

ア. 提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。また、提出後の変更及び追加は認めない。ただし、当局が審査に必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

- イ. 著作権は応募者に帰属するものとし、応募書類は、営業者の選定以外には使用しない。ただし、営業者として選定した場合の応募書類について、当局が必要と認める場合は、その全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- ウ. 応募書類の提出にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている機器、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- エ. 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとし、通貨単位は円を使用すること。
- オ. 応募書類は、行政機関の保有する情報公開に関する法律に定める行政文書に該当する。また、当局が情報公開を行う場合には、必要に応じて協力すること。
- カ. 当局は応募に係る費用（資料作成等を含む）その他本事業に要する一切の費用について、負担しない。

## ②提供資料の取扱い

- 当局が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。
- また、この検討の範囲内であっても、当局の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁ずる。

## ③ 構成法人の変更

- グループにて応募した場合、原則、構成法人の変更は認めない。ただし、当局が変更を認めた場合はこの限りではない。

## (6) 応募者の公表について

- 審査の公正性の確保のため、具体的な応募者名については、応募受付期間の終了時点では非公表とする。
- 営業者の法人名及び選定概要等については、営業者の選定後に公表する。

## 9. 営業者選定審査

### (1) 審査会の設置

- 当局に大阪航空局管内構内営業予定者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を行う。なお、審査会の開催は非公開とする。

### (2) 審査方法

- 「9. (1)」の審査会において、応募書類の審査を以下のとおり行う。

#### ①第 1 次審査（参加・資格要件に関する事項）

- 第 1 次審査では、応募書類をもとに応募者の参加・資格要件に示した項目について

審査する。

②第2次審査（事業計画等に関する事項）

第2次審査では、第1次審査において参加・資格要件を満たしている応募について、応募書類をもとに、本募集要項に示す要求水準を満たすことを確認した上で、次表に示す「審査事項」に沿って提案内容を相対評価し、評価点（配点合計200点）を付与し、評価点の総和をもって総評価点とする。また、第2次審査における評価項目のうち、料金設定の項目以外の算定方法は、以下のとおりとする。

A・・・非常に優れている	配点×1.0
B・・・優れている	配点×0.8
C・・・普通	配点×0.6
D・・・劣っている	配点×0.4
E・・・非常に劣っている	配点×0.2
F・・・要求水準を満たしていない	失格

※ 表 審査事項等

審査事項	審査基準	配点
ア. 事業方針及び事業実施体制 (様式第10号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施にあたっての考え方、基本方針が駐車場の役割と公共施設管理者としての立場を十分理解した提案内容であるか</li> <li>・円滑な施設整備、運営、維持管理及び利用者対応を行うため体制等を有する提案内容であるか</li> </ul>	20
イ. 維持管理計画及び安全確保 (様式第11号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コストも考慮した維持管理計画（清掃作業、予防保全、保守点検、修繕等）であるか</li> <li>・駐車場利用者の安全が確保されている提案内容であるか</li> <li>・交通事故防止策及び緊急時・非常時の対応を有する提案内容であるか</li> <li>・車両の盗難、破壊、車上荒らし等に対する対策や放置車両への対応を有する提案内容であるか</li> </ul>	40
ウ. 利用者対応及び空港利用促進 (様式第12号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のニーズ（料金の徴収方法、苦情・その他の意見への対応含む）に沿った提案内容であるか</li> <li>・駐車場混雑時における対応が確保されている提案内容であるか</li> <li>・利用促進につながる割引サービス等、独自の提案等があるか</li> </ul>	30
エ. 環境への配慮 (様式第13号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2 排出量削減にかかる取組みを有する提案内容であるか</li> <li>・その他環境へ配慮した取組みを有する提案内容であるか</li> </ul>	20

オ. 空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策 (様式第 14 号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港関係者（徳島空港事務所、ターミナルビル事業者及びアクセス事業者等）との連携を考慮した提案内容であるか</li> <li>・周辺地域との共生を考慮した提案内容であるか</li> </ul>	20	
カ. 資金調達計画 (様式第 15 号及び別表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を適切に実施するため、想定される資金を把握し、妥当な計画であるか</li> </ul>	10	
キ. 収支計画 (様式第 16 号及び別表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支計画は、合理的な根拠に基づき算定され、安定的で妥当な計画であるか</li> </ul>	10	
ク. 料金設定 (様式第 17 号)	<p>提案料金について、以下の 1) の審査料金区分ごとに 2) の評価方法により相対評価を行う</p> <p>1) 審査料金の区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●普通自動車の以下の料金</li> <li>①入場から 1 時間以内の最大料金※</li> <li>②入場から 2 時間以内の最大料金※</li> <li>③入場から 24 時間以内の最大料金※</li> <li>④24 時間を超えて 48 時間以内の最大料金※</li> <li>⑤48 時間を超えて 72 時間以内の最大料金※</li> </ul> <p>※最大料金とは、応募者が設定する各審査料金区分の時間内における最も高い料金をいう</p> <p>※上記区分は審査区分を示すものであり、異なる時間区分を設定することを妨げるものではない</p> <p>2) 評価方法</p> <p>(計算式) ※小数点第 2 位を四捨五入</p> $\text{評価点} = \left[ 1 + \frac{\text{提案最安価料金} - \text{応募料金}}{\text{提案最高価料金}} \right] \times \text{区分ごとの配点}$	10 10 10 10 10	50
合 計		200	

### (3) ヒアリングの実施

審査会は、必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する場合がある。  
その場合の日程等は別途、応募者に連絡する。

## 10. 営業者の選定

### (1) 選定方法

営業者の選定は、「9. 営業者選定審査」の審査結果を踏まえて、大阪航空局長が営業者及び次点営業者を選定する。

営業者として選定された者が辞退した場合、又は選定を取り消された場合は、次点営業者を営業者として選定する。

(2) 営業者への条件

法令等の変更により、条件（提案内容の改善・追加変更等）を付することがある。

(3) 営業者等の公表

営業者等の選定結果は、応募者全員に通知するとともに、次の事項については、当局ホームページへの掲載その他の方法により公表する。

- ① 営業者の法人名、住所、法人の概要
- ② 営業者の選定概要
- ③ その他

(4) 選定後の手続き等

- ① 営業者は、選定結果の通知を受けた日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、大阪航空局長あて請書（様式第18号）を提出すること。また、辞退する場合は、辞退届（様式第19号）を提出すること。
- ② 請書提出後においても、「(5) 選定の取消し」に該当すると認められる場合は、選定を取り消す場合がある。

(5) 選定の取消し

次のいずれかに該当すると認められる場合は、営業者の選定を取り消す。

- ① 偽りその他不正な手段により選定された場合
- ② 応募者の参加・資格要件等（5.（1）の要件をいう。）を満たさなくなった場合
- ③ 所定の期日までに請書を提出しない場合又は辞退届を提出した場合
- ④ その他営業者として不適格と認められる事項が判明した場合

(6) 選定しない場合

最終的に、応募者がいない、あるいは、「(5) 選定の取消し」に該当すると認められる場合は、再度募集手続きをとる予定であるが、その際には、この旨を当局ホームページへ掲載することにより公表する予定である。

## 11. 遵守すべき法令等

下記の関係法令に加え、応募内容の実施にあたり必要とされる関係法令等を遵守すること。

- 航空法（昭和27年法律第231号）
- 空港法（昭和31年法律第80号）
- 駐車場法（昭和32年法律第106号）
- 国有財産法（昭和23年法律第735号）
- 空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- その他関係法令、条例等

## 12. 本事業に関する要求水準

営業者は、以下に示す要求水準に沿って本事業を行うこと。

なお、この要求水準は、本事業において当局が営業者に要求する最低限満たすべき水準であり、応募者からより優れた提案が得られるよう具体的な指針を与えるものである。

また、営業者の提案した事業内容について、営業者はこれを履行しなければならない。

### (1) 事業全体

①本事業は通年営業とする。

駐車場の営業時間は、24時間営業とする。ただし、管理要員の配置および施設の運用については、空港利用者の利用状況を踏まえ適切に設定するものとする。

②本事業の実施にあたっては、利用者利便の増進及び駐車場内交通の秩序維持を図ること。

③本事業の実施にあたり、連携体制及び責任体制を明確にしておくこと。

### (2) 施設及び配置

①駐車場台数については、現況の駐車枠数（普通自動車764台）を原則とする。なお、一般用（自動車二輪用6台、身体障害者用10台含む）及び月極用の台数内訳については、利用状況を考慮し決定すること。

②駐車場内に設置されている乗車場（当局整備及び財産）の機能を確保し、歩行者の安全及び車両走行の円滑化が図られるようにすること。

③駐車枠及び車路について、関係法令等に基づき適切な寸法等を確保すること。

④駐車場運営に必要な機器等については、事業者で準備すること。なお、国は有償で、別添1「徳島飛行場駐車場施設一覧」における【国が提供する施設】のとおり施設を提供する。また、現営業者が所有している施設（別添1「徳島飛行場駐車場施設一覧」における現営業者が所有する施設を参照）については、現営業者と協議・精査の上、引き継ぐこと。

- ⑤利用者の利便性及び安全性を確保するために、マーキング等の必要な補修を適宜行うこと。
- ⑥「パーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）制度」の趣旨を踏まえ、本制度に基づく協力施設として徳島県へ協力申込書を提出すること。

### （3）運営及び維持管理

- ①原則として、現況の駐車枠数（別冊1「徳島飛行場駐車場の概要」参照）を確保した上で、利用者利便の増進を図る施設を設置する場合は、当該施設を常時適切に運営及び維持管理すること。
- ②駐車場の混雑が見込まれる場合は、管理要員の増員を行うとともに、満車時には、公共交通機関の利用促進にかかる周知、周辺駐車場との連携等により適切に対応すること。
- ③空港利用促進に係る施策（空の日事業、空港の利用促進、ユニバーサルデザインの推進等）及び空港法第14条で規定する協議会の協議結果等について、営業者として協力体制を整え、積極的に対応すること。

### （4）料金設定

- ①本事業に係る料金は、空港周辺又は類似業務の駐車場料金を勘案し設定すること。
- ②料金種別は、普通自動車、大型自動車、自動二輪車及び月極駐車料金（普通自動車）に区分し設定すること。なお、身体障害者料金は、別途設定すること。
- ③事業開始後、事業者からの協議に伴い経済情勢や駐車場経営状況等諸般の事情を考慮し、駐車場料金改定を認めうる場合がある。

## 13. 空港管理規則に基づく手続き

空管則に基づき、営業者は以下の手続きを行うこと。

### （1）施設の設置承認申請

本事業に必要な施設等の設置にあたり、空管則第7条の規定に基づき施設の設置承認申請を行い、当局の承認を得ること。また、現営業者からの施設の引き受けについても、本事業の開始前（別途当局が指示。）までに空管則第7条の規定に基づく申請を行い、当局の承認を得ること。

### （2）構内営業承認申請

本事業の実施にあたり、空管則第12条第1項の規定に基づき構内営業承認申請を行い、当局の承認を得ること。なお、空管則第12条第1項の承認を受けた者は、営業全部又は、一部を他人に譲渡し、貸渡し、又は委託しようとするときは、空管則第13条1項の申請を行い、当局の承認を受けなければならない。

(3) 営業に係る料金（駐車料金）の承認申請

営業者は、提案した駐車料金を上限とし、空管則第 16 条に基づく申請を行い、当局の承認を得ること。料金審査の結果、当局が定める利益率を超過している場合には、申請者に対して当該料金の見直し等を求めることがある。

(4) 留意事項

- ①空管則に基づく承認には、条件又は期限を付することがある。
- ②空管則第 24 条の規定に基づき、営業者に対し本事業の状況等について報告を求めることがある。

## 14. 国有財産に係る手続き

(1) 国有地一時使用について

- ①国有地の使用については、国有財産法等に基づく使用許可申請を行い、当局の許可を受けること。
- ②使用許可期間は、国有財産法等に基づき当局が使用を許可する期間とする。（期間は原則 3 年とする）
- ③国有地の使用料（概算）は、約 44,000 千円（令和 7 年度）である（当該用地にかかる鑑定評価に収益性を加味して年度ごとに算定）。なお、確定金額は営業者選定後に別途定める。また、当該使用料は国有財産法等に基づき、毎年度見直しを行う。国有地の範囲については、別添 2「徳島飛行場駐車場平面図」を参照すること。

(2) 留意事項

- ①営業者は、国有地等を善良な管理者の注意をもって維持保存し、そのために通常必要とする修繕費その他の経費は営業者の負担とすること。
- ②営業者は、本事業期間満了前の適切な時期に、本事業期間満了後の駐車場施設の取扱い及び運営等に関し必要な事項について当局と協議すること。
- ③営業者は、当局が発行する納入告知書により、毎年度使用料等を納付期限までに納付すること。

## 15. その他留意事項

営業者は、本事業の実施にあたって、次の事項について留意すること。

- ①必要な関係法令等の手続きを行うこと。
- ②本事業以外の営業を行おうとする場合は、空管則及び国有財産法等の規定に基づく手続きを行い、関係機関の承認等を受けること。なお、空管則及び国有財産法に係る申請手続きについては、事業開始の 2 か月前までに開始しなければならない。
- ③本事業の実施にあたっては、必要に応じ、関係機関との協議を十分に行うこと。

- ④ライフラインの接続は、営業者の責任で行うこと。なお、ライフラインの整備、維持管理にあたっては、関係者間で十分に調整を行うこと。
- ⑤営業者は、本事業において、他の者に責任があると認められる場合を除き、一切の責任を有する。
- ⑥当局は応募に係る費用（資料作成等含む）、その他本事業に要する一切の費用について負担しない。
- ⑦本募集要項等については、法令等の改正等により必要に応じ内容の見直し又は変更を行う場合がある。
- ⑧滑走路等の航空系事業とターミナルビル等の非航空系事業の経営一体化及び民間による運営等の実施を主たる手法とする空港経営改革について、本事業期間中において、空港経営改革の方針に応じた国土交通大臣への情報提供及び国土交通大臣による今後の空港経営改革における当該情報の使用等のための必要な協力を行うこと、国管理空港運営権者の公募・選定手続きに際して必要となる調査に協力するとともに、その結果に従うこと、国管理空港運営権者への空港機能施設事業の円滑な引継ぎのために必要な手続きを行うこと、国の空港経営改革の方針や関係者との調整に積極的に協力すること等はもとより、国からの協力要請があった場合には、その要請に従うこと。
- ⑨国から身体障害者の駐車場利用にかかる利便の増進についての協力要請があった場合には積極的に実現を検討すること。
- ⑩国から空港における脱炭素化推進計画にかかる協力要請があった場合には必要な協力を行うこと。

【本募集要項等に関する問合せ先】

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前3丁目1番41号 大手前合同庁舎

国土交通省 大阪航空局 空港部 空港管理課 業務係

電話番号：06-6937-2726

メールアドレス：cab-tokushima@ki.mlit.go.jp

別冊 1

## 徳島飛行場駐車場の概要

令和 6 年 10 月

国土交通省 大阪航空局

## 1. 徳島飛行場の概要

(1) 空港名：徳島飛行場（徳島阿波おどり空港）

(2) 所在地：徳島県板野郡松茂町

(3) 施設等

①滑走路	長さ 2,500m 幅 45m
②エプロン（バース数及び内訳）	大型航空機用 2バース
	中型航空機用 1バース
	プロペラ用 1バース

③運用時間等

[1] 空港の運用時間

14. 5時間・・・07時00分～21時30分

※但し、運用時間に関して、空港管理者は定期便の遅延、空港の施設の工事又は地震災害等の緊急事態等のため必要と認める場合にあっては、空港の運用時間を変更することがある。

[2] ターミナルビルの営業時間

15. 5時間・・・06時00分～21時30分

(4) 空港が提供するサービスに係る施設

- ①総合案内所：有
- ②C I Q：国際線便発着時のみ対応有り
- ③ラウンジ（有料）：有 ※カード会社提携
- ④宅配便：有（ビル内コンビニエンスストアで取扱い）
- ⑤コインロッカー：有
- ⑥ATM／キャッシュディスプレイ：有
- ⑦貸会議室特別室：有
- ⑧授乳室：有
- ⑨レンタカー案内所：有
- ⑩飲食店・物販店：有
- ⑪喫煙所：有
- ⑫送迎デッキ：有

## (5) 空港乗降客数

	国内線（人）	国際線（人）	合計（人）
令和元年度	1,133,862	5,095	1,138,957
令和2年度	259,876	0	259,876
令和3年度	397,599	0	397,599
令和4年度	839,163	466	839,629
令和5年度	1,046,100	8,368	1,054,468
令和6年度（4月～7月）	326,274	3,464	329,738

※資料:空港管理状況調書より。なお、令和6年度（4～7月）は速報値である。

## (6) その他

①乗り入れ航空会社、②路線・ダイヤ、③空港への交通アクセス、④空港が提供するサービスに係る施設、については徳島空港ビルホームページ (<https://www.tokushima-airport.co.jp>) に記載

## 2. 徳島飛行場駐車場の現況

### I. 徳島飛行場（ターミナルビル前）駐車場

①運営者：（一財）空港振興・環境整備支援機構

②営業時間：24時間（有人対応（07:00～21:45））

③料金体系：

消費税込

時間			普通車	大型車	二輪車
時間料金	入場から	1時間まで	無料	無料	無料
		2時間まで	300円	600円	200円
	以降1時間毎		150円	300円	100円
上限料金	24時間毎の最大		600円	1,200円	300円

※月極車料金 普通車 3,150円（1ヶ月）

※身体障害者割引 通常料金の50%（月極車は除く）

④駐車枠数：令和6年8月現在の駐車枠数は以下のとおり。

普通自動車 764台（うち自動二輪車6台、身体障害者用10台）

### II. 駐車場利用実績

徳島飛行場駐車場の利用実績については、別添3「徳島飛行場駐車場利用実績」を参照すること。

※台数はゲート管理による。

※満車日とは758台を超えた駐車台数が発生した日です。

（全駐車枠から自動二輪車枠6台を除いた枠数）

### Ⅲ. その他

空港周辺に本件駐車場以外の民間会社が提供する駐車場3ヶ所(2事業者)がある。

#### 3. 駐車場用地概要

項目	概要
事業範囲	※別添2「徳島飛行場駐車場平面図」参照
全体敷地面積	約 22,900 m <sup>2</sup>
用途地域	指定なし
高度地区	指定なし
防火・準防火	指定なし
その他地域地区	指定なし
建ぺい率	70%
容積率	200%
駐車場の形式	平面駐車場
出入口	入口1か所、出口1か所
舗装の種類	アスファルト舗装
駐車対象車両	普通自動車、大型自動車、自動二輪

徳島飛行場駐車場営業者  
募集要項様式集

令和6年10月  
国土交通省 大阪航空局

## I 様式一覧

### (1) 現地見学会参加に関する提出書類

(様式第1号) . . . . . 現地見学会参加申込書

### (2) 質問に関する提出書類

(様式第2号) . . . . . 質問書

### (3) 応募書類

(様式第3号) . . . . . 応募書類提出書

#### 参加・資格要件に関する応募書類

(様式第4号) . . . . . 自認書

(様式第5号) . . . . . 国有財産使用許可に係る誓約書

(様式第6号) . . . . . 役員名簿

(様式第7号) . . . . . 運営実績

(様式第8号) . . . . . グループ構成届

(様式第9号) . . . . . 委任状

#### 事業計画等に関する応募書類

(様式第10号) . . . . . 事業方針及び事業実施体制

(様式第11号) . . . . . 維持管理計画及び安全確保

(様式第12号) . . . . . 利用者対応及び空港利用促進

(様式第13号) . . . . . 環境への配慮

(様式第14号) . . . . . 空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策

(様式第15号及び別表) . . . . . 資金調達計画

(様式第16号及び別表) . . . . . 収支計画

(様式第17号) . . . . . 料金設定

### (4) 営業者選定後の提出書類

(様式第18号) . . . . . 請書

### (5) 事業辞退時の提出書類

(様式第19号) . . . . . 辞退届

(様式第1号)

令和 年 月 日

## 現地見学会参加申込書

大阪航空局 空港部 空港管理課 御中

法人住所  
法人名  
代表者氏名

徳島飛行場駐車場営業者募集に関する現地見学会に参加を申し込みます。

法人名	
所在地	
担当者所属	
(ふりがな) 担当者氏名	
連絡先	電話番号 メールアドレス
(ふりがな) 参加者氏名	

1. 説明会への参加は、原則1法人につき2名までとします。
2. 参加申し込みは、本様式を使用して電子メールにて下記にお申し込み下さい。  
なお、送信・受信の確認を必ず行って下さい。

〔申込先〕

大阪航空局 空港部 空港管理課 業務係  
メールアドレス：cab-tokushima@ki.mlit.go.jp  
電話番号：06-6937-2726

## 質 問 書

(質問者)  
法人住所  
法人名  
代表者氏名

徳島飛行場駐車場営業者募集要項に関して、下記のとおり質問致します。

担当者所属及び氏名		
連絡先	TEL	
	メールアドレス	
質問番号	質 問 箇 所	質 問 内 容
(記入例) 1/3	募集要項 1P 9 行目 2.事業概要	〇〇との記載は、△△という意味でしょうか。
2/3	募集要項 9P 7 行目 12.(2)施設整備	〇〇との記載は、△△という意味でしょうか。
3/3	募集要項 11P 5 行目 ①	〇〇との記載は、△△という意味でしょうか。

- 注) 1. 質問事項は簡潔に分かりやすい記載をお願いします。  
2. 質問は、1 行につき 1 問とし、質問数が複数の場合は質問番号欄に当該質問番号及び通しの質問番号(全質問数)を明記してください。  
3. 重複する質問は、記載しないでください。

(様式第3号)

令和 年 月 日

## 応募書類提出書

大阪航空局長 殿

法人住所  
法人名  
代表者氏名

徳島飛行場において駐車場営業を希望しますので、応募書類を提出します。

なお、募集要項に定められた参加・資格要件を満たしていること、応募書類の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。

### 《参加・資格要件に関する応募書類》

- ①自認書（様式第4号）
- ②国有財産使用許可に係る誓約書（様式第5号）
- ③役員名簿（様式第6号）
- ④運営実績（様式第7号）
- ⑤資格要件を満たすことが確認できる資料
- ⑥定款もしくは寄附行為
- ⑦登記事項証明書
- ⑧直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- ⑨本事業の実施及び応募にあたっての総会もしくは役員会の決議書等の写しまたはこれらに準ずるもの
- ⑩常勤役員の経歴書
- ⑪株主名簿又はこれらに準ずるもの
- ⑫グループ構成届（様式第8号）
- ⑬委任状（様式第9号）

### 《事業計画及び料金設定に関する応募書類》

- ⑭事業方針及び事業実施体制（様式第10号）
- ⑮維持管理計画及び安全確保（様式第11号）
- ⑯利用者対応及び空港利用促進（様式第12号）
- ⑰環境への配慮（様式第13号）
- ⑱空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策（様式第14号）
- ⑲資金調達計画（様式第15号及び別表）
- ⑳収支計画（様式第16号及び別表）
- ㉑料金設定（様式第17号）

### 《連絡先等》

担当者所属：  
担当者名（ふりがな）：  
連絡先（電話番号）：

(様式第4号)

## 自 認 書

当法人は、以下の事項について事実と相違ないことを自認します。

法人住所： \_\_\_\_\_

法人名： \_\_\_\_\_

- ①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- ②民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- ③駐車場法（昭和32年法律第106号）及び空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）の規定に違反し、又は駐車場法及び空港管理規則に基づく指示、命令等に従わなかった者で、違反状態が解消した日、又は指示、命令等の履行を終えた日から2年を経過しない者でないこと。
- ④空港管理規則第12条または第12条の2に基づく申請を行い、承認を拒否された日又は空港管理規則第26条第1項若しくは第2項に基づく承認を取り消された日から2年を経過しない者ではないこと。
- ⑤法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、過去2年以内に空港管理規則第12条若しくは第12条の2に基づき承認を拒否された法人若しくは団体又は空港管理規則第26条第1項若しくは第2項に基づき承認を取り消された法人若しくは団体において、当該拒否又は取消し時に役員等を務めていないこと。
- ⑥役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
- ⑦役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- ⑧役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者ではないこと。
- ⑩役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- ⑪役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- ⑫暴力団又は暴力団員及び⑦から⑪までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- ⑬空港法、空管則のほか、当該応募に係る事業を行うにあたり、必要となる許認可等に係る関係法令を遵守していること。

令和 年 月 日

大阪航空局長 殿

代表者氏名

(様式第5号)

## 国有財産使用許可に係る誓約書

当方は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。なお、本書の提出に併せて別添役員名簿を提出します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式19により変更後の役員名簿を提出します。

#### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

#### 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者  
※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

大阪航空局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印



(様式第7号)

## 運 営 実 績

法人名 \_\_\_\_\_

ア. 1 駐車場につき収容台数100台以上／箇所の適法な有料駐車場の運営実績については、次の様式にて作成すること。

施設名	
所在地	
駐車場の形式	
駐車台数	
構造・階数	
運営期間	年 月 ~ 年 月

イ. 不特定多数の者が利用する公共施設等又は公共機関の旅客施設の運営実績については、次の様式にて作成すること。

施設名	
所在地	
用途	
設置者	
管理者	
管理期間	年 月 ~ 年 月

## グループ構成届

大阪航空局長 殿

グループ名  
代表法人住所  
代表法人名  
代表者氏名

私共は、徳島飛行場駐車場の営業を実施するために新法人の設立を予定しており、以下の構成法人によりグループで応募することとしたので、グループ構成届を提出します。

なお、徳島飛行場駐車場営業者に選定された場合には、適切な事業実施のために速やかに新法人を設立することとしています。

### 記

住所	
法人名	
代表者氏名	
担当者所属・氏名 連絡先 (TEL)	

住所	
法人名	
代表者氏名	
担当者所属・氏名 連絡先 (TEL)	

住所	
法人名	
代表者氏名	
担当者所属・氏名 連絡先 (TEL)	

## 委任状

大阪航空局長 殿

構成法人 法人住所  
法人名  
代表者氏名

印

構成法人 法人住所  
法人名  
代表者氏名

印

構成法人 法人住所  
法人名  
代表者氏名

印

私共は、下記の法人を〇〇〇〇グループの代表法人とし、徳島飛行場駐車場営業者の応募に関し、下記の権限を委任します。

受任者 法人住所  
法人名  
代表者氏名

印

### 委任事項

1. 第1次審査応募書類の提出に関する件
2. 第2次審査応募書類の提出に関する件
3. 審査結果の通知に関する件
4. その他募集要項に関する件

(様式第10号)

ア. 事業方針及び事業実施体制

(様式第11号)

イ. 維持管理計画及び安全確保

(様式第12号)

ウ. 利用者対応及び空港利用促進

(様式第 13 号)

工. 環境への配慮

(様式第 14 号)

才. 空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策

(様式第 15 号)

力. 資金調達計画

(様式第 15 号別表)

力. 資金調達計画

(単位:千円)

事業期間		R7.1～R7.3	R7.4～R8.3	R8.4～R9.3	R9.4～R10.3
		準備	供用～12か月	～24か月	～36か月
前期繰越額					
源泉	自己資金				
	当期純利益				
	借入金1(長期借入)				
	借入金2(短期借入)				
	その他				
計					
使途	設備投資				
	事業費(減価償却費除く)				
	借入金1(長期借入)返済				
	借入金2(短期借入)返済				
	その他				
計					
当期過不足額					
翌期繰越額					
DSCR(※1)					
LLCR(※2)					

※1:債務返済能力を示す指標。

【計算式】DSCR=元利金返済前キャッシュフロー÷元利金返済額。

元利金返済額=前期末有利子負債-当期末有利子負債+支払利息・割引料(一期限前弁済額)

※2:借入期間中の返済能力を示す指標。

【計算式】LLCR=元利金返済前キャッシュフローの現在価値合計額÷借入元本

※現在価値化する際の割引率は借入金の利率によることとする。

※算出根拠

(様式第 16 号)

キ. 収支計画

(様式第 16 号別表)

キ. 収支計画

(単位:千円)

事業期間		R7.1~R7.3	R7.4~R8.3	R8.4~R9.3	R9.4~R10.3
		準備	供用~12か月	~24か月	~36か月
収入	駐車場収入				
	その他収入				
収入計					
支出	人件費				
	一般管理費				
	水道光熱費				
	修繕費				
	土地使用料				
	保険料				
	公租公課等				
	その他				
	小計				
	譲渡費用				
減価償却費					
支出計					
営業利益					
営業外収入					
営業外費用					
経常利益					
法人税等					
税引後当期利益					
累積損益収支					

※算出根拠

(様式第 17 号)

ク. 料金設定

(様式第 18 号)

令和 年 月 日

請 書

大阪航空局長 殿

法人住所  
法人名  
代表者氏名

印

令和 年 月 日付け阪空理第 号をもって徳島飛行場駐車場営業者に選定されました。

本事業について、令和 年 月 日付け阪空理第 号で付された条件、空港管理規則その他関係諸法令及び大阪航空局長の指示又は命令を遵守し、確実かつ適切に実施することを確約します。

(様式第 19 号)

令和 年 月 日

辞 退 届

大阪航空局長 殿

法人住所  
法人名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け阪空理第 号をもって徳島飛行場駐車場営業者に  
選定されましたが、都合により辞退します。

徳島飛行場駐車場営業者  
提出書類記載要領

令和6年10月  
国土交通省 大阪航空局

## 第1 作成にあたっての留意事項

提出書類の作成にあたっては、募集要項及び以下に示す内容について留意して作成すること。

ただし、応募者の自由な提案を妨げるものではない。

- 不要な文字、欄は適宜抹消すること。
- 分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じ、図表等を利用すること。
- 様式（別表除く）に記入する場合、使用する文字の大きさは11ポイント以上とすること。
- 金額を記載するときは、特にことわりがある場合を除き、消費税込みの金額を記入のこと。
- 各様式が複数枚となる場合は、頁番号を付すこと。（例：1／2、2／2）
- 押印が必要な場合の使用印は、代表者印とすること。
- 応募書類提出後、代表者、役員が変更となった場合、変更を証明する資料とともに任意の書式で届け出ること。
- 各様式で記載内容の整合性がとれていること。
- 応募書類提出時に、各提出書類の情報（ファイルの形式は変更しないこと）を保存したCD-R等を1部提出すること。
- 書類の順序は、様式通番のとおりとすること。
- 書類はファイルに一括して左綴じし、見出しを付したうえ、表紙及び背表紙に法人名を記入すること。

## 第2 提出書類及び各様式の作成要領

### 1 現地見学会参加に関する提出書類・・・・・・・・・・・・ 提出部数：1部

#### 現地見学会参加申込書（様式第1号）

- 法人住所、法人名、役職名、代表者名、所在地、担当者所属、担当者氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）、参加者氏名を記入すること。
- 見学会への参加は、原則、1法人につき2名までとする。
- 参加申し込みは、本様式を使用して電子メールにて下記に申し込むこと。なお、送信、受信の確認を必ず行うこと。

〔申し込み先〕

大阪航空局 空港部 空港管理課 業務係

メールアドレス：cab-tokushima@ki.mlit.go.jp

電話番号：06-6937-2726

**2 質問書に関する提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：1部**  
**質問書（様式第2号）**

- ・法人住所、法人名、役職名、代表者氏名、担当者所属及び氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）を記入すること。
- ・質問は、1行につき1問とし、質問が複数ある場合は、質問番号欄に当該質問番号及び通し質問番号（全質問数）を記入すること。
- ・重複する質問は、記載しないこと。
- ・受付期間内の質問書の追加提出は可能とする。
- ・提出は、本様式を使用して電子メールにて下記に申し込むこと。なお、送信、受信の確認を必ず行うこと。

〔提出先〕

大阪航空局 空港部 空港管理課 業務係  
メールアドレス：cab-tokushima@ki.mlit.go.jp  
電話番号：06-6937-2726

**3 応募書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：正1部、副1部**

**(1) 応募書類提出書（様式第3号）**

- ・法人住所、法人名、役職名、代表者氏名を記入し、押印すること。
- ・担当者連絡先については、本件に関する担当者の所属、氏名、連絡先（電話番号）を記入すること。

**(2) 自認書（様式第4号）**

- ・法人住所、法人名を記入し、該当する項目にチェック（し）のうえ、役職名、代表者氏名を記入すること。

**(3) 国有財産使用許可に係る誓約書（様式第5号）**

- ・事業者住所、代表者氏名又は事業者名を記入し、押印すること。なお、グループにて応募する場合は、全ての構成員が提出すること。

**(4) 役員名簿（様式第6号）**

- ・役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者。）の役職名、氏名、生年月日、性別、住所を記入した役員名簿を添付すること。なお、グループにて応募する場合は、全ての構成事業者が提出すること。

#### (5) 運営実績（様式第7号）

- ・欄が不足するときは欄を追加すること。
- ・資格要件を満たすことが確認できる資料を別に添付すること。

#### (6) 添付書類

- ・次の書類を添付すること。

##### ①資格要件を満たすことが確認できる資料

（募集要項5. 応募者の参加・資格要件等（1）応募者の参加・資格要件等②応募者の資格要件に該当する施設における運営実績の契約書等の写し）

##### ②定款もしくは寄附行為

##### ③登記事項証明書

##### ④直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

##### ⑤本事業の実施及び応募にあたっての総会もしくは役員会の決議書等の写しまたはこれらに準ずるもの（社内稟議等）

##### ⑥常勤役員の経歴書

##### ⑦株主名簿又はこれらに準ずるもの

#### (7) グループ構成届（様式第8号）

- ・グループで応募する場合のみ提出すること。
- ・代表法人住所、代表法人名、代表者氏名を記入すること。
- ・代表法人も構成法人として必要事項を記入すること。
- ・欄が不足するときは欄を追加し、複数枚になるとときには左綴じとし、ページ間に代表者印で押印すること。

#### (8) 委任状（様式第9号）

- ・グループで応募する場合のみ提出すること。
- ・委任者及び受任者の双方が押印すること。

#### (9) 事業計画等に関する応募書類

- ・各様式について、以下の必要事項を必ず記載すること。

##### ア. 事業方針及び事業実施体制（様式第10号）

###### ①事業実施にあたっての考え方、基本方針

###### ②円滑な施設整備、運営、維持管理及び利用者対応を行うため体制等

##### イ. 維持管理計画及び安全確保（様式第11号）

###### ①コストも考慮した維持管理計画（清掃作業、予防保全、保守点検、修繕等）

- ② 駐車場利用者の安全確保に関する対応
- ③ 交通事故防止策及び緊急時・非常時の対応
- ④ 車両の盗難、破壊、車上荒らし等に対する対策や放置車両への対応

#### ウ. 利用者対応及び空港利用促進（様式第12号）

- ① 利用者のニーズ（料金の徴収方法、苦情・その他の意見への対応含む）に関する対応
- ② 駐車場混雑時における対応
- ③ 利用促進につながる割引サービス等、独自の取組

#### エ. 環境への配慮（様式第13号）

- ① CO2 排出量削減にかかる取組み
- ② その他環境へ配慮した取組み

#### オ. 空港関係者との連携及び周辺地域との共生対策（様式第14号）

- ① 空港関係者（徳島空港事務所、ターミナルビル事業者及びアクセス事業者等）との連携策
- ② 周辺地域との共生対策

#### カ. 資金調達計画（様式第15号及び別表）

- ① 本事業の資金調達額（自己資金・借入れ等）及び借入先（融資機関名は可能な範囲で具体名を記入すること。なお、具体名を記入することが困難な場合でも、想定される融資機関名や業種等を可能な限り具体的に記入すること。）
  - ② 借入金の金利水準、金利水準の算出根拠、返済方法等（可能な限り詳細に記入）
  - ③ 別表の作成にあたっては、次の点に留意し、以下の想定により事業期間の資金計画を作成すること
- ・ 必要に応じて欄を追加すること。
  - ・ 金額は千円単位で、千円未満を四捨五入すること。
  - ・ 別表のエクセル上では、計算式を残し、どの数値を参照したのかが分かるようにすること。

【想定】 準備期間 . . . . 営業者選定後～令和7年3月末

※ 諸手続き、慣熟期間等含む

事業期間 . . . . 令和7年4月1日～令和10年3月31日

※ ただし、事業期間の満了の前に、国有財産法第18条第6項の許可若しくは空港管理規則第12条の承認が取り消された場合には、その取消日をもって事業期間は終了するものとする。

## キ. 収支計画（様式第 16 号及び別表）

### ①収入についての考え方及び算出根拠

- ・ 駐車場収入は様式第 18 号の料金設定を基に算出すること。
- ・ 駐車枠は、一般車用及び月極用をあわせて普通自動車 764 台（うち自動車二輪車 6 台、身体障害者用 10 台含む）以上を確保すること。
- ・ 一般用及び月極用の内訳は過去の利用実績を基に算出すること。
- ・ 事業期間満了時における資産の売り払い費用（事業期間満了時点における減価償却費の未償却費）を計上すること。

### ②支出についての考え方及び算出根拠

- ・ 国有地使用料（一般用と月極用を合算した金額）は、概算で年間約 44,000 千円である。

### ③コスト縮減のための考え方

### ④収入が想定を下回った場合等の考え方

### ⑤駐車場利用者への利益還元についての考え方

### ⑥別表の作成にあたっては、次の点に留意し、資金計画と同じ想定で、収支計画を作成すること。

- ・ 必要に応じて欄を追加すること。
- ・ 金額は千円単位で、千円未満を四捨五入すること。
- ・ 別表のエクセル上では、計算式を残し、どの数値を参照したのかが分かるようにすること。
- ・ 様式第 15 号別表及び様式第 16 号別表の作成に関連する付属表等がある場合は、これらも含めて提出すること。

### ⑦事業開始時からの営業者利益率が、総務省が実施する経済センサスの数値をもとに当局が定めた基準利益率（10.1%（令和 6 年度現在）、小数点第 2 以下切捨）を超過した場合は、駐車料金の見直しを求めることがある。

各年の営業者利益率は年間の（収入総額－費用総額）／収入総額で求める。なお、基準利益率は今後変動する場合がある。

## ク. 料金設定（様式第 17 号）

### ①料金体系

- ・ 料金体系は、応募者が営業しようとする料金区分（②審査料金を含む）を記載すること。※以下は、あくまで記載の一例である。

例 1. 一般駐車料金

種別	期間	料金(税込)
普通自動車	・入場から○時間まで	●●●円
	・○時間を超え●時間まで 1 時間ごと	●●●円
	・●時間以降は上記を繰り返す	
自動二輪車 (原付を含む)	・入場から○時間まで	●●●円
	・○時間を超え●時間まで 1 時間ごと	●●●円
	・●時間以降は上記を繰り返す	

例 2. 月極駐車料金

種別	期間	料金(税込)
普通自動車	1 か月	●●●円
自動二輪車 (原付を含む)	1 か月	●●●円

例 3. 駐車料金割引

身体障害者割引 上記料金の●●%引き(ただし、●●●円未満は切り捨て)

②審査料金

- ・普通自動車の以下の料金
  - ①入場から 1 時間以内の最大料金
  - ②入場から 2 時間以内の最大料金
  - ③入場から 24 時間以内の最大料金
  - ④24 時間を超えて48 時間以内の最大料金
  - ⑤48 時間を超えて72 時間以内の最大料金

- 4 請書(様式第 18 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：1 部  
 ・法人住所、法人名、役職、代表者氏名を記入し、押印すること。
- 5 辞退届(様式第 19 号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 提出部数：1 部  
 ・法人住所、法人名、役職、代表氏名を記入すること。

○徳島飛行場駐車場施設一覧

別添1

【国が提供する施設】

- ・該当なし

【現業者が所有する施設】

【一般車用・月極用】

※以下、令和7年4月時点での参考価格である。

- ・建物

資産名	構造	屋根	延床面積	供用年月等	帳簿価格 (R7.4時点)	取得金額 (又は工事価格)	備考
管理事務所	軽量鉄骨造、平屋建	有り	53.26㎡	H22年4月	3,629,913	11,709,363	
プレハブ物置	簡易建物、掘立造	なし	6.94 ㎡	H22年4月	1	401,666	
料金ブース	日よけ設備、金属	なし	1.52 ㎡	H22年8月	29,720	1,714,421	土台面積2.7㎡
					3,659,634	13,825,450	

※上記には建物付属物除く

- ・主な工作物

資産名	設置場所等	個数	供用年月等	帳簿価格 (R7.4時点)	取得金額 (又は工事価格)	備考
アスファルト舗装	駐車場、乗車場、歩道	3	H22年4月	3	54,977,735	
照明灯	駐車場内	20	H22年4月	2	8,507,277	
手摺り	同上	1式	H22年4月	1	2,637,486	
柵	同上	1式	H22年4月	1	3,431,872	
監視カメラ柱	全景東側、全景西側	2	H27年8月	2	4,417,730	
監視カメラ	同上	2	H27年8月	2	3,850,390	
入口ルーフ	駐車場入口	2	H22年4月	3	2,445,894	
駐車券発行機(入口B)	駐車場入口(大型車兼用)	1	H22年4月	1	2,386,173	
ゲート装置(入口B)	駐車場入口	1	H22年4月	1	505,884	
バーキャッチャ(入口B)	同上	1	H22年4月	1	231,169	
大型車検出センサー(入口B)高さ用	同上	1	H22年4月	1	713,450	
大型車検出センサー(入口B)長さ用	同上	1	H24年3月	1	267,769	
駐車券発行機(入口A)	同上	1	H27年8月	1	1,908,394	
ゲート装置(入口A)	同上	1	H27年8月	1	500,929	
バーキャッチャ(入口A)	同上	1	H27年8月	1	207,339	
監視カメラ(入口固定)	同上	1	H30年11月	1	2,374,380	
出口ルーフ	駐車場出口	2	H22年4月	2	2,512,512	
出口ルーフ(増設分)	同上	3	H23年3月	877,588	9,339,776	うち、1つはH26年10月供用
出庫注意灯	同上	1	H22年4月	1	450,942	
ゲート装置(出口A)	同上	1	H14年10月	1	591,726	
バーキャッチャ(出口A)	同上	1	H14年10月	1	225,355	
ゲート装置(出口B)	同上	1	H22年4月	1	505,886	
バーキャッチャ(出口B)	同上	1	H22年4月	1	231,169	
ゲート装置(出口C)	同上	1	H27年8月	1	1,837,008	
バーキャッチャ(出口C)	同上	1	H27年8月	1	207,339	
監視カメラ(出口)	同上	2	H27年8月	0	348,647	取得時に経費処理済み
自動料金精算機(出口A)	駐車場出口	1	H27年8月	64,902	6,457,194	H31年、R1年に改修実施
自動料金精算機(出口B)	同上	1	H24年3月	64,902	8,701,600	H31年、R1年に改修実施
料金計算機(出口C)	同上	1	H24年3月	30,251	2,326,370	R1年に改修実施
身障者ルーフ	東側及び西側	2	H22年4月	5	37,096,134	
イタ-補助(身障者用)	同上	2	H22年4月	2	528,272	
身障者ルーフ看板	同上	2	H23年3月	2	420,000	
ゲート装置(身障者用)	同上	2	H24年3月	2	1,097,026	うち、西側はH27年8月供用
バーキャッチャ(身障者用)	同上	2	H24年3月	2	436,855	同上
駐車場認証機(身障者駐車場入口)	同上	2	H30年11月	1	433,620	
				1,037,689	163,111,302	

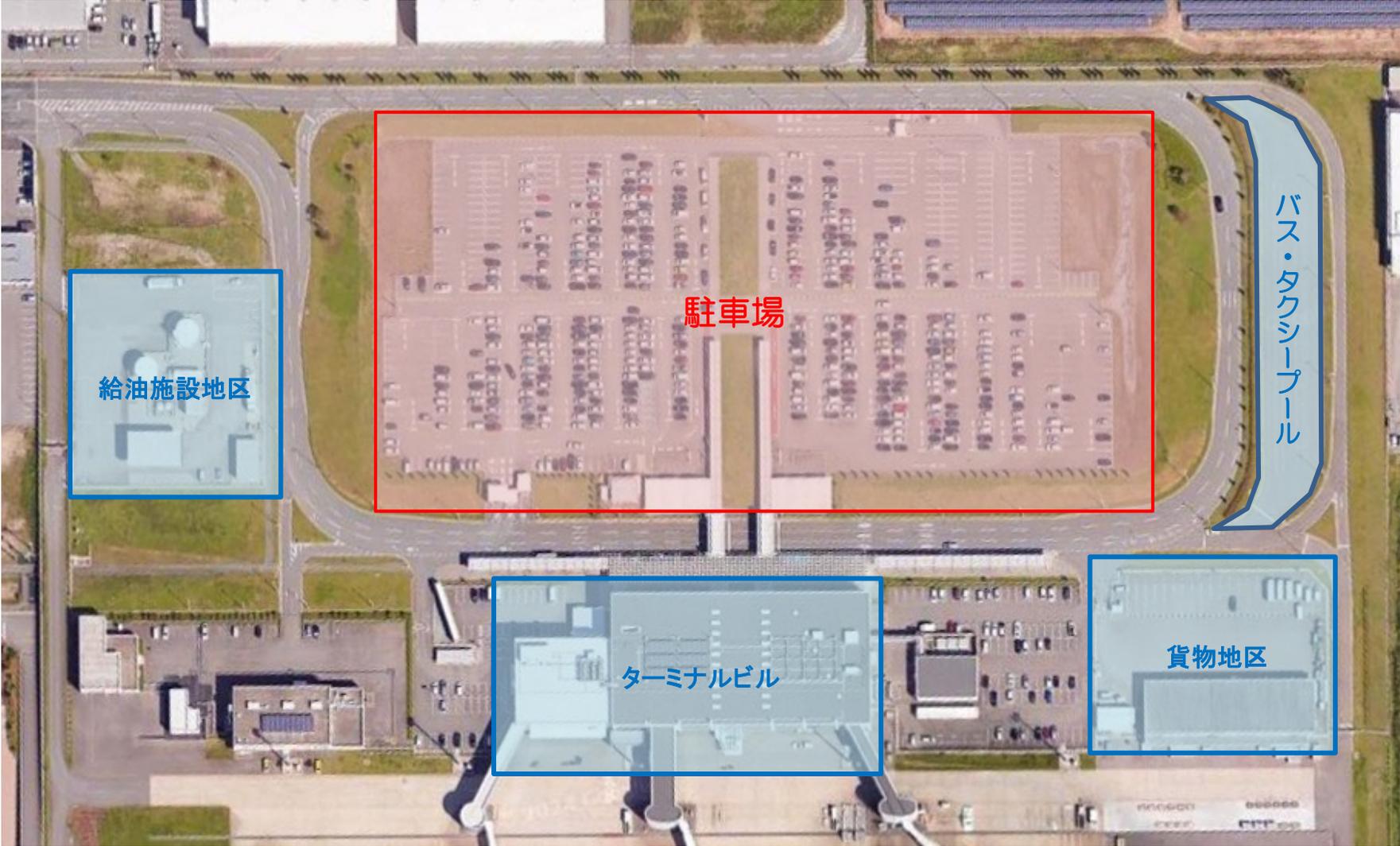
※主たる工作物以外は記載省略

- ・リース資産

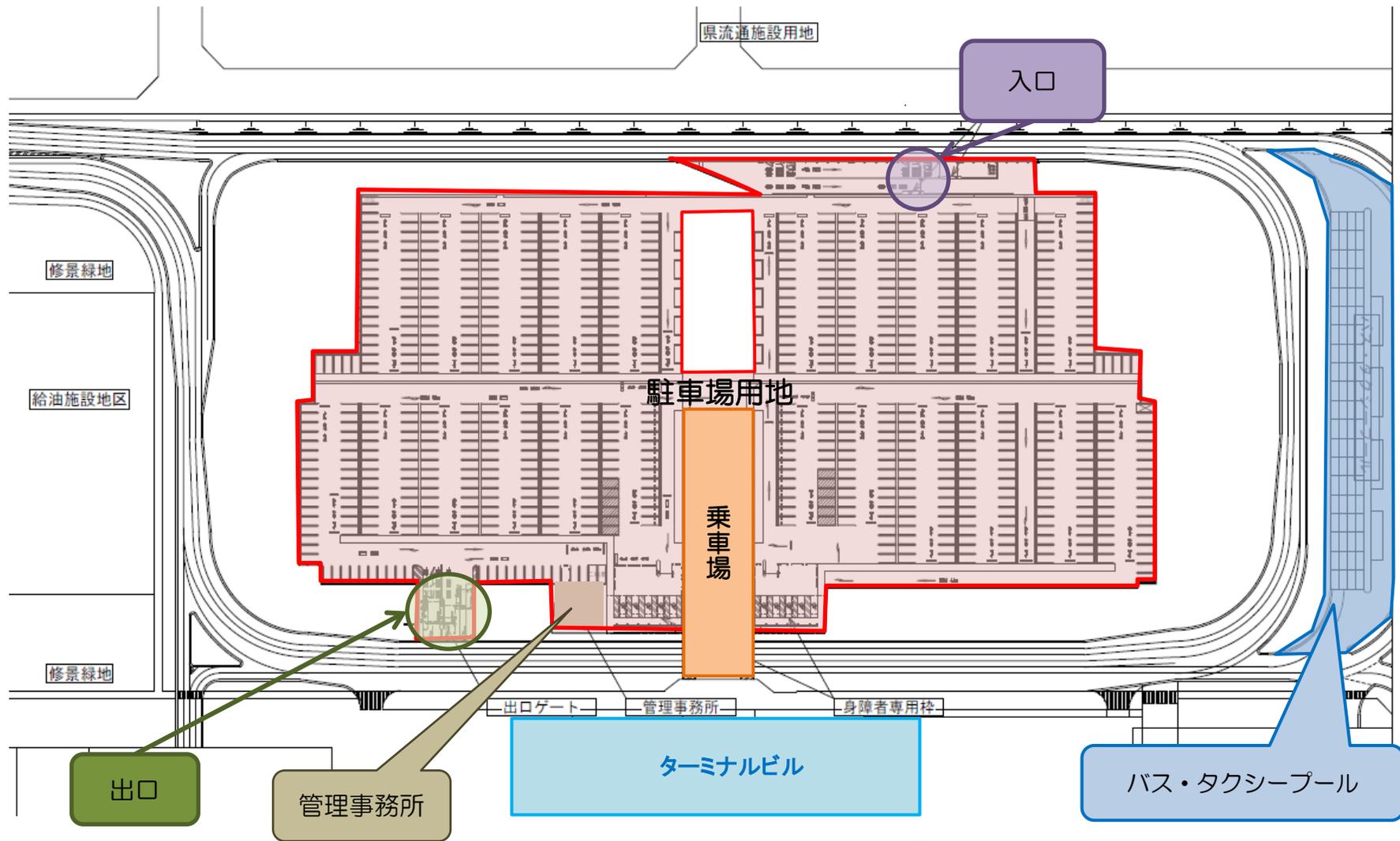
資産名	設置場所等	個数	供用年月等	リース解除金	取得価額	備考
該当なし						

徳島飛行場駐車場平面図

別添2



※google mapより



※赤線枠内(乗車場を除く)が、国有地使用許可の対象となるおおよその範囲

徳島飛行場駐車場利用実績

別添3

○一般車用駐車場：車種別出場台数構成(年度別)

(単位：台)

区分／年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 4～7月
普通車	228,189	213,426	220,478	229,181	229,808	230,849	235,515	239,610	243,962	230,290	64,665	102,815	196,598	230,078	70,370
大型車	64	3	835	656	755	618	1,046	590	424	456	60	67	279	337	79
自動二輪車	246	216	294	294	294	360	357	391	378	351	141	152	289	227	78
身障者 月極車	1,073	1,039	1,137	1,931	1,172	1,262	1,350	1,319	1,498	1,345	182	299	770	1,077	380
計	245,004	228,162	238,370	248,049	247,916	249,987	259,327	267,126	265,926	253,570	85,427	118,558	211,758	246,527	76,684

○一般車用駐車場：時間別出場台数構成(年度別)

(単位：台)

年度 区分	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	台数	構成比率												
1時間まで	127,830	56.0%	115,613	54.2%	125,519	56.9%	134,605	58.7%	136,679	59.5%	137,445	59.5%	139,971	59.4%
2時間まで	23,715	10.4%	18,999	8.9%	18,091	8.2%	18,087	7.9%	18,979	8.3%	19,359	8.4%	20,362	8.6%
3時間まで	2,463	1.1%	2,114	1.0%	1,971	0.9%	2,082	0.9%	2,091	0.9%	2,085	0.9%	2,289	1.0%
3時間以上の日帰り	16,540	7.2%	16,999	8.0%	15,460	7.0%	15,264	6.7%	14,579	6.3%	13,818	6.0%	13,244	5.6%
1泊以上(以下内訳)	57,641	25.3%	59,701	28.0%	59,437	27.0%	59,143	25.8%	57,480	25.0%	58,142	25.2%	59,649	25.3%
24:00～48:00(1泊)	30,815	13.5%	32,423	15.2%	32,130	14.6%	31,745	13.9%	31,336	13.6%	31,548	13.7%	32,193	13.7%
48:00～72:00(2泊)									17,344	7.5%	17,631	7.6%	18,069	7.7%
上記以外	26,826	11.8%	27,278	12.8%	27,307	12.4%	27,398	12.0%	8,800	3.8%	8,963	3.9%	9,387	4.0%
計	228,189	100.0%	213,426	100.0%	220,478	100.0%	229,181	100.0%	229,808	100.0%	230,849	100.0%	235,515	100.0%

年度 区分	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年(4～7月)	
	台数	構成比率	台数	構成比率	台数	構成比率	台数	構成比率	台数	構成比率	台数	構成比率	台数	構成比率	台数	構成比率
1時間まで	141,065	58.9%	141,496	58.0%	135,032	58.6%	50,631	78.3%	76,310	74.2%	132,771	67.5%	140,648	61.1%	41,647	59.2%
2時間まで	20,311	8.5%	20,086	8.2%	18,550	8.1%	4,505	7.0%	8,710	8.5%	16,027	8.2%	19,941	8.7%	5,246	7.5%
3時間まで	2,354	1.0%	2,188	0.9%	2,056	0.9%	473	0.7%	902	0.9%	1,603	0.8%	2,245	1.0%	524	0.7%
3時間以上の日帰り	13,362	5.6%	13,209	5.4%	11,677	5.1%	1,412	2.2%	2,524	2.5%	6,401	3.3%	8,750	3.8%	2,995	4.3%
1泊以上(以下内訳)	62,518	26.1%	66,983	27.5%	62,975	27.3%	7,644	11.8%	14,369	14.0%	39,796	20.2%	58,494	25.4%	19,958	28.4%
24:00～48:00(1泊)	33,725	14.1%	36,520	15.0%	33,798	14.7%	3,253	5.0%	6,406	6.2%	19,430	9.9%	28,185	12.3%	9,651	13.7%
48:00～72:00(2泊)	19,118	8.0%	20,440	8.4%	19,456	8.4%	2,312	3.6%	4,553	4.4%	12,739	6.5%	19,648	8.5%	6,732	9.6%
上記以外	9,675	4.0%	10,023	4.1%	9,721	4.2%	2,079	3.2%	3,410	3.3%	7,627	3.9%	10,661	4.6%	3,575	5.1%
計	239,610	100.0%	243,962	100.0%	230,290	100.0%	64,665	100.0%	102,815	100.0%	196,598	100.0%	230,078	100.0%	70,370	100.0%

## ○一般車用駐車場満車日数

(単位:日)

年度/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成22年	1	1	0	2	4	0	2	6	0	0	3	0	19
平成23年	0	0	0	0	1	2	8	9	0	0	1	2	23
平成24年	0	2	0	2	2	2	4	3	0	0	1	0	16
平成25年	0	0	0	0	1	0	3	3	0	1	0	0	8
平成26年	0	0	0	0	2	3	1	3	0	0	0	0	9
平成27年	0	0	0	0	0	4	1	3	0	0	0	0	8
平成28年	0	0	0	0	1	2	5	4	1	1	0	2	16
平成29年	0	3	4	1	3	1	4	6	1	2	2	0	27
平成30年	0	4	2	2	3	3	6	12	2	2	2	2	40
令和元年	2	6	4	2	4	4	4	7	3	2	0	0	38
令和2年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
令和5年	0	3	0	1	3	1	4	8	2	1	3	0	26
令和6年	0	1	2	2									5
計	3	20	12	12	24	22	42	64	10	10	12	6	237

## ○月極用駐車場:月平均契約者数(年度別)

(単位:台)

区分/年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
普通車(軽四輪車含む)	65	52	62	62	60	64	79	95
区分/年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年(4~7月)	
普通車(軽四輪車含む)	79	88	78	55	51	56	64	